

有料職業紹介事業 返金制度について

本書は職業安定法に基づく民営有料紹介事業に関する契約書として、
(以下「甲」という)と株式会社マツウラ技研(以下「乙」という)との間締結され、下
記の事項を証するものである。

「乙」の紹介した採用決定者(求職者)が一身上の都合により6ヶ月以内に退職
した場合には、「乙」は「甲」に対して、領収済みの紹介手数料の一部を、下記の期間に
及び割合に応じて、採用決定者(求職者)退職日より30日以内に返還しなければならない。
い。

・1ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の	100%
・2ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の	80%
・3ヶ月以内で退職した場合	紹介手数料の	50%

但し、「甲」の採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それ
を理由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、「乙」は「甲」に
紹介手数料を返還しないこととする。